

パーソナルコンピュータの借入れ調達仕様書

I 仕様書概要説明

1 借入物品名及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ 計 25 台（庁内 LAN 用 23 台、一般用 2 台）
（ハードウェア、ソフトウェア（以下、「機器」という。）の提供並びに搬入、据置、調整、借入期間中の保守点検及び借入期間満了後の撤去等（以下「付帯作業」という。）一式を含む）

2 借入期間及び契約

令和 6 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの 5 年間（60 ヶ月間）とする。

3 納入場所

本件調達に関わる機器類の設置場所は、愛媛県立子ども療育センター内とする。

4 調達範囲

(1) 調達範囲

調達は、「II 調達物品」以降に記述されている機器の提供及び機器に係る付帯作業を含む役務提供の全てであり、「2 借入期間及び契約」に記載された期間のライセンス利用を含む全てとする。

役務提供とは、具体的には次のとおりである。

ア 機器の搬入、据置、調整及びこれらを実施するための県関係者との協議並びに資料作成

イ 保守点検（定期部品交換含む）

ウ 今回設置した機器の次期更新時における撤去（機器の撤去、ディスクのデータ消去、リサイクル法を遵守した撤去機器の廃棄処理）

(2) 調達物品

パーソナルコンピュータ（ソフトウェアを含む）

ア 機器については、「II 調達物品」記載のものを必要数量納入すること。

イ 納入するソフトウェアのライセンスは、必要数量を必ず満足すること。

ウ 記載していない事項については、県と協議すること。

(3) 引渡し

ア 搬入、据置及び調整に要する全ての費用は、受注者の負担とする。

イ 搬入、据置の際に生じた廃棄物は受注者が持ち帰り、適正に処分すること。

5 その他

(1) 機密保持

本契約を履行する上で知り得た本県に係る情報については、その機密を保持するものとし、本県に無断で公開または第三者へ提供するなどの行為は禁止するほか、別記「個人情報取扱特記事項」及び愛媛県情報セキュリティポリシーを遵守すること。

II 調達物品

愛媛県スマート行政推進課が定めた、庁内LAN端末機の調達標準仕様による。

項目	仕様
筐体	ノート型 ※注①
ディスプレイ	庁内LAN用端末：15.6型または14型ディスプレイとすること 一般用端末：15.6型ディスプレイとすること
CPU	Intel Core シリーズプロセッサ相当 または AMD Ryzen プロセッサ相当
メモリ	8GB または 16GB
ディスク装置	SSD NTFS 形式 256GB ※注②
セキュリティチップ及びBitLocker	TPM(TCG Ver2.0 準拠) Cドライブ及びDドライブに対してBitLockerによる暗号化を実施すること。 ※注③
キーボード&マウス	JIS 標準配列準拠キーボード(テンキー内蔵又は付加のこと)、光センサーマウス(スクロール付き)
光学ドライブ	DVD-ROM ドライブ内蔵またはUSB 外付け(書込み機能無し) ※注④
ネットワーク機能	有線：1000Base-T 以上(Wake ON LAN 機能)を装備。 無線：IEEE802.11 a/b/g/n/ac/ax を装備。
Webカメラ	VGA 以上の Web カメラを内蔵すること。
OS	Microsoft Windows 11 Pro バージョン 22H2 64bit 日本語版 ※⑤
統合ソフト	Office Standard 2019 32bit ※注⑤
ブラウザソフト	Microsoft Edge、Google Chrome
PDF閲覧ソフト	Adobe Acrobat Reader (フリーソフト) ※注⑥
PDF作成、結合及び分割ソフト	キューブソフト CubePDF (フリーソフト)、キューブソフト CubePDF Page (フリーソフト)、キューブソフト CubePDF Utility (フリーソフト) ※注⑥
ビデオ閲覧等ソフト	Microsoft Windows Media Player (フリーソフト) ※注⑦ VideoLAN VLC Media Player (フリーソフト) ※注⑥
圧縮・解凍・暗号化ソフト	7-zip (フリーソフト) ※注⑥
資産管理ソフト	Microsoft Endpoint Configuration Manager (旧 SCCM) ※注⑦
ウイルス対策ソフト	Apex One (旧ウイルスバスター・コーポレートエディション XG) ※注⑧
端末操作ログ等管理ソフト	SKYSEA Client View ※注⑨
セキュリティソフト	Cisco AMP for Endpoints ※注⑩
① 筐体	
ノート型とします。	
② ディスク装置	
2パーティション構成とし、Cドライブ128GBとします。	
③ セキュリティチップ及びBitLocker	

<p>セキュリティチップ(TPM)をBIOSで有効化してください。庁内LAN 端末機のBitLockerによる暗号化は庁内LAN システムで自動的に実施されますので各利用者による暗号化の作業は不要です。</p>
<p>④ 光学ドライブ</p> <p>原則として、DVD-ROMドライブとします。 なお、セキュリティ面から書き込み可能なDVD スーパーマルチドライブ等は禁止します。</p>
<p>⑤ 統合ソフト</p> <p>Microsoft Office のライセンスを調達する場合は、「Software in CSP」のライセンスプログラムで調達し、ダウングレードして「Microsoft Office Standard 2019」を調達すること。 なお、「Software in CSP」のライセンスプログラムでOffice のライセンスを調達する際に、Office365 テナントの作成または追加が必須となったことから、当該テナントの作成においては、子ども療育センターと実施前に相談を行うこと。 リース期間満了後にオフィスの使用権が県に移転するため留意すること。 Office2003 同等のメニューを表示させるため、「クラシックスタイルメニュー for Office2016」を適用してください。</p>
<p>⑥ PDF 閲覧ソフト／PDF 作成、結合及び分割ソフト／PDF 編集ソフト／ビデオ閲覧等ソフト／圧縮・解凍・暗号化ソフト</p> <p>OS、ブラウザソフトに対応する最新バージョンを調達してください。</p>
<p>⑦ 資産管理ソフト</p> <p>県において調達しているため調達不要</p>
<p>⑧ ウイルス対策ソフト</p> <p>県において調達しているため調達不要</p>
<p>⑨ 端末操作ログ等管理ソフト</p> <p>県において調達しているため調達不要</p>
<p>⑩ セキュリティソフト</p> <p>県において調達しているため調達不要</p>

III 保守形態

(1) 保守サービスの形態

当日出張現地修理

(2) 保守サービスの期間及び時間帯

借入期間中の平日の午前8時30分から午後5時15分

(3) 保守サービス対象物品

ア ハードウェア製品とする。

イ 但し、回復作業は、OS・アプリケーションソフト・各種設定等について納入時の状態まで復元する。

ウ SSD交換時には、旧SSDについては、データを復元できないよう、データ消去ソフト等で消去したうえで持ち帰る。

エ 回復作業を行った後は、必ず端末の正常性を確認し、担当職員の確認を受ける。

(4) 保守サービス体制

- ア 故障受付窓口は、受注者自身とするなど保守サービス体制を一本化することによって、故障受付窓口は1箇所とする。
- イ 担当職員から不具合通報を受けた当日に、担当職員の指示する場所に到着し、回復作業に着手する。ただし、時間的に当日到着が困難な場合は、翌日到着とする。
- ウ 回復作業が終了した際は、担当職員まで連絡する。また、回復見込みが長時間に及ぶ場合は、故障修理に関する作業の進捗情報を、担当職員へ連絡する。

IV その他の要件

1 ソフトウェアの設定・動作確認

県と協議し以下の内容等を決定したうえで、導入したソフトウェア等が適正に稼動するか、動作試験を実施し、十分に確認すること。

- ・各ソフトウェアは可能な限りセキュリティパッチ等を適用し、最新の状態にすること。
- ・Windows 標準ゲーム等の不要ソフトウェアを削除すること。

2 引渡し条件等

(1) 引渡し納期

令和6年10月1日から使用できるように引渡しを完了すること。

(2) 搬入、据置

導入については、県が行う行政事務の執行に支障が生じないように配慮し計画的に行うこと。

(3) 調整

以下のとおり、機器を使用できる状況に調整すること。

ア すべての機器類を動作させるために必要な、電源ケーブル、入出力装置その他の周辺機器の接続用ケーブル類等の配線材は、受注者が提供し、動作可能な状態に調整して納入すること。

イ 端末機には端末機を識別するためのシールを貼付すること。内容は県と協議し決定すること。

(4) 検収

受注者による動作確認は、当該端末機の管理者等の立会いの下で行い、検査を実施する。

(5) 借入期間開始時の正常動作

借入期間開始時において、機器が十分に機能する状態であることとし、そのための経費は受注者が負担すること。

3 借入期間満了時の撤去

(1) ハードディスクの内容消去

ア 情報漏えい防止のため、「米国防総省のセキュリティガイドラインに準拠してデータ内容を上書き」するレベル以上でハードディスクの内容を消去すること。

イ ハードディスクの内容消去を行った場合、消去証明書を提出すること。

ウ 前ア及びイ項にかかわらず物理的破壊による方法も認める。ただし、この場

合はディスク内容が完全に読めない破壊方法であることとし、前イ項と同様に証明書を提出すること。

(2) 撤去

関係法令に従って適切に機器を撤去すること。

(3) 廃棄

撤去する機器を廃棄処分する場合は、関係法令に従い適切に処理すること。

4 その他

(1) マニュアルについては、製本またはバインダー等に綴じられた状態で提供すること。

- ・すべてのハードウェアに関する取扱説明書等のマニュアル
- ・すべてのソフトウェアに関するマニュアル
- ・復旧手順

(2) ソフトウェアのインストール等に必要なDVD-ROM等のメディアを提供すること。

(3) 納入時にインストールしたソフトウェアを復旧するためのDVD-ROM等のメディア（バックアップ用DVD作成ソフト等で作成されたもの）を提供すること。

(4) 委託契約書における著作権に係る規定は、次の各項目のとおり取り扱うものとする。

ア 受注者は、作成された成果品が第三者の知的財産権を侵害していないことを保証し、成果品のすべての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は検査完了をもってすべて県に移転するものとする。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときは、受注者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

イ 受注者は、成果品に係る著作権者人格権を行使するときにおいても、県及び県の指定する者に対して、これを行使しないものとする。

ウ 成果品の中に既に受注者が著作権を保有している著作物が含まれている場合は、当該著作物の著作権は、なお、受注者に帰属するものとする。

(5) 当該業務の目的を達成するために、当該仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が判明したとき、又は業務の内容を変更する必要が生じたときは、県と受注者が協議のうえ、対応を図るものとする。